

WTO 協定において自由貿易地域創設の域内要件及び域外要件は、自由貿易地域創設目的の十分条件になっているか

横 溝 えりか

1. はじめに

世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）は、世界の貿易秩序を規律する国際機関として知られている。WTO へ加盟している国の数は、2018年11月時点で164となっている。その WTO が公表している統計によると、世界の地域貿易協定（RTA: Regional Trade Agreement）数は、2019年9月時点では協定の実効ベースで302件となっている¹。累積数で、1990年時点では20件、1995年時点で45件であった地域貿易協定は、2018年11月時点で300件を超えている。

日本は1990年代末までガット・WTO に基づく多角的自由貿易体制を、通商政策の基本方針としていた。しかし、『通商白書1999年版』で通商政策の転換が示され、地域貿易協定締結の準備に乗り出していった²。日本の通商政策の方針はそれまでの多国間貿易自由化に加えて、2国間でも貿易自由化を行う、重層的なものへ転換したといえる。その後、日本は2002年1月に、シンガポールとの自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）を締結した。2019年9月時点で、日本が締約し、発効が済んでいる FTA は環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）を含めて、合計で16件となる。2001年からはじまった WTO ドーハ・ラウンドが膠着し、決着しなかったことにみら

れるように、多角的交渉が停滞するなか、地域貿易協定は現実的な策であり、多角的交渉に次ぐ次善策として捉えることができる。本論文では自由貿易地域を創設する2カ国とその域外となる1カ国の計3カ国からなる部分均衡モデルを用いて、自由貿易地域の域内国となる利点（域外国となるデメリット）を確認していく。

地域貿易協定を締結する国々は互いに協定締結に合意しさえすればよいのではなく、協定締結をWTOに通報することが求められている。WTOは、通報された協定がWTO協定と整合的であるかの審査を行う。このために地域貿易協定締結はあくまでも、WTO協定という枠組みの中で見ていかななくてはならない。しかしながら、地域貿易協定がWTO協定と整合的か否かについては、域内となる国側と域外となる国側との間で見解の相違がある。こうした見解の相違が生まれることに、先に挙げたモデルを用いて説明を試みるのが、本論文のもう1つの目的となる。

2. ガットの最恵国待遇原則と関税同盟及び自由貿易地域創設との関係

2-1 ガットの最恵国待遇

WTOはガット（関税と貿易に関する一般協定、GATT: General Agreement on Tariffs and Trade）の合意内容を継承・発展させる形で、1995年1月に設立された国際機関である。ガットは関税をはじめとした貿易での障壁を軽減し、貿易での差別待遇を廃止することを目的とした多国間協定である。第二次世界大戦前の世界大恐慌時、海外からの輸入増大によって、自国の経済ブロック内の生産者が打撃を受けるのを防ぐために、海外から隔離する保護主義的な政策を採った国々があった。その結果、世界貿易は急速に縮小し、不況がさらに悪化した³。こうした1930年代における保護主義の蔓延は、同大戦をまねく一因になったとされる⁴。その反省から、第二次世界大戦後には、国際的な経済取引の自由化を目指す取り組みがなされた。1947年に締結され、1948年に発効した

ガットには、障壁のない貿易，すなわち自由貿易を守る役割が求められた。

WTO の多角主義（多数国間主義）は，加盟国全体での協議によって問題を処理しようという考え方である。多角主義には，ある加盟国が，他の加盟国と第三国とを差別しないという最恵国待遇が含まれる。最恵国待遇では，加盟国が他の加盟国に対して無差別・平等な待遇を付与する。最恵国待遇の原則があることで，ある二国間で関税引き下げの合意が成立したならば，その合意は他のすべての加盟国に適用されることになる。最恵国待遇原則があれば，特定国グループまたは二国間での協議を認めることで，その結果として生じる利益を他の加盟国にも及ぼすことで，特定国グループまたは二国間交渉を多角的交渉に代えることが可能となる⁵。WTO の多角主義は，WTO 協定では1994年のガットとして引き継がれたガットの第1条「一般的最恵国待遇」で規定される最恵国待遇原則によって支えられているともいえる⁶。

ガット第1条1項は，「いずれかの種類の関税及び課徴金で，輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され，又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し，」「それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し，」「輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続きに関し，」「いずれかの締約国が」「他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益，特典，特権又は免除は，」「他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して，」「即時かつ無条件に許与しなければならない。」としている。つまり，ある加盟国が他国からの輸入産品あるいは他国への輸出産品に与える待遇の中で最も有利なものを，他のすべての WTO 加盟国から輸入される，あるいは他のすべての WTO 加盟国へ輸出される同種の産品に，無条件で与えることを義務付けている。

与える待遇が無条件であるとは，A 国が B 国に課した何らかの条件を B 国が満たしたので，A 国が B 国原産の産品に有利な待遇を与える場合であっても，A 国は，たとえ C 国が同じ条件を満たしていなくても，この有利な待遇をその C 国原産の産品に与えなければならないことを意味している⁷。同種の産品

について、原産国が異なることだけを理由に、特定の加盟国の産品に他国の同種の産品より不利な待遇を与えることは、最恵国待遇違反となる。

最恵国待遇にそって考えれば、関税同盟あるいは自由貿易地域が形成され、世界の一部の国同士で関税引き下げの合意が成立した場合、そうした国々の中に WTO 加盟国が入っているならば、その関税引き下げの合意が、すべての WTO 加盟国に適用されることになる。しかし実際は、こうした形で、世界の一部の国同士で関税引き下げの合意が成立し、そうした国々の中に WTO 加盟国が含まれていても、すべての加盟国にその合意内容が適用されることはない。その理由は、ガットでは最恵国待遇原則に、いくつかの例外を設けているためである。

2-2 ガット第24条 関税同盟と自由貿易地域

ガット第24条では最恵国待遇原則の例外として、関税同盟または自由貿易地域形成という形で、一部の加盟国同士での関税引き下げを認めている。たとえば A 国と B 国とのあいだで関税同盟を形成するのであれば、A 国と B 国とが互いの貿易に対する関税を撤廃するだけでなく、第三国の C 国に対して A 国と B 国で共通の関税を課すことになる。ガット第24条8項(a)によれば、関税同盟とは「構成国間の実質上のすべての貿易、または少なくとも構成国原産の実質上すべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止し、同盟の各構成国が実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に対して適用するために、単一の関税地域をもって2以上の関税地域に替えるもの」をいう。

他方、A 国と B 国で自由貿易地域を創設するのであれば、A 国と B 国は相互の関税を撤廃するが、第三国の C 国に対しては、A 国と B 国がそれぞれ独自に関税を設定することになる。ガット第24条8項(b)によれば、自由貿易地域とは、「関税その他の制限的通商規則がその構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上すべての貿易について廃止されている2以上の関税地域の集団」をいう。

津久井（1993）によると1947年のガット起案当時、関税同盟といっても、ベネルクス関税同盟程度の小規模なものしか予想されておらず、ガット第24条の規定もそのように小規模な関税同盟を規制することを意図して作成されたとしている^{8 9}。また1948年のガット改正で追加された自由貿易地域の規定も、開発途上国の経済発展のために、開発途上国間の特恵制度をある程度認めることがその本来の趣旨であったとされている¹⁰。

ガット第24条の4～10項では貿易自由化の見地から、関税同盟及び自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結を、一定の要件の下に最恵国待遇原則の例外として承認している。まず第24条4項の第1文で、「締約国は、任意の協定により、その協定の当事者間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。」として、経済統合を望ましいものと認めている。つづく4項の第2文の前半で、「関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域内の貿易を容易にすることにあり、」（下線筆者）とし、後半で「そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはない。」として、経済統合の目的は構成国間の貿易を容易にすることであり、構成国以外の加盟国との間の貿易障壁を引き上げることにはないと規定している¹¹。そして、ガット第24条5項の第1文で、「よつて、この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。」としている。しかしながら第24条5項の第2文で、「ただし、次のことを条件とする。」として、経済統合の要件を規定している。

関税同盟についてはつづく5項(a)で、「関税同盟又は関税同盟の組織のための中間協定に関しては、当該関税同盟の創設又は当該中間協定の締結の時にその同盟の構成国又はその協定の当事国ではない締約国との貿易に適用される関税その他の通商規則は、全体として、当該関税同盟の組織又は当該中間協定の締結の前にその構成地域において適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりもそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならな

い。」としている。つまり関税同盟形成後の関税その他の貿易障壁の全般的な水準は、従前よりも高度ないし制限的なものにならないことを求めている。

同様に、自由貿易地域については5項(b)で、「自由貿易地域又は自由貿易地域の設定のための中間協定に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定若しくはその中間協定の締結の時に、当該地域に含まれない締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定又は中間協定の締結の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。」としている。つまり自由貿易地域では、域外諸国との貿易に適用される自由貿易地域の関税その他の通商規則が、従前よりも高度ないし制限的なものにならないことを求めている。自由貿易地域の場合は、各構成国が独自の関税及び通商規則を維持するので、上に挙げた措置は構成国毎に求められることになる¹²。

以上を纏めると、ガット第24条5項(a)と5項(b)は関税同盟形成・自由貿易地域創設という統合の域外要件で、関税その他の通商規則に関し域外に対して障壁を高めないことが求められている。他方、先に挙げた、ガット第24条8項(a)と8項(b)は統合の域内要件で、域内の原産品の域内での貿易について関税その他の制限的通商規則を撤廃することが求められている¹³。

ガット第24条については、4項と、第5項(a)(b)と8項(a)(b)とを含む5～9項との関係をどのように解釈するかについて、関税同盟形成・自由貿易地域創設の域内国側と域外国側との間で見解の対立があった¹⁴。一方の見解は5～9項が満たされれば、4項は満たされとする。つまり、5～9項に定める要件を満たせば、4項第2文に規定する一般原則に一致するという見解である¹⁵。言い換えれば、「ガット第24条にある統合の域外要件及び域内要件が満たされていれば、同条にある統合の目的に合致している」という命題を真とする見解である。これと対立する他方の見解は、4項は基本原理で、5～9項の運用に問題が生じた場合には、4項の原理と一致するように解決されるべきであるとする。つまり統合は、5～9項の要件に加えて、4項第2文の一般原則に合致し

たものでなければならないとする見解である¹⁶。

こうした見解対立の一例として、1957年署名のヨーロッパ経済共同体を設立したヨーロッパ経済共同体条約（通称ローマ条約）に対する審査の際の、ヨーロッパ経済共同体（EEC）6カ国（フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス3国）側と域外国側との見解の対立を、挙げることができる¹⁷。EEC 6カ国側（域内国側）の見解は関税同盟形成の要件が満たされていれば関税同盟形成目的と一致するという前者の見解で、域外国側の見解は関税同盟形成目的に合うよう、場合によっては関税同盟形成の要件だけでは不足する部分を補わなくてはならないという後者の見解であった¹⁸。

関税同盟あるいは自由貿易地域のガット第24条との整合性については、WTO 発足以前には作業部会（ガット締約国団に通報された個々の経済統合協定ごとに設置）において審査されてきた。しかし関税同盟あるいは自由貿易地域創設はガット整合的であると主張する域内国側と、ガット非整合的な点があると主張する域外国側とのあいだで意見の対立が激しかった。経済産業省（2018）によると、1994年末までに審査を終了した69件の作業部会のうち、ガット第24条との整合性について意見が対立した結果、合意に達することができたのは6件であった。またガットのパネル（小委員会）で争われた例は3件しかなく、それらのパネル報告も未採択である。統合協定の審査は、ガット第24条の解釈をめぐる対立し、審査の結果として両論併記の報告書を提出するという、妥協をせざるを得ない状況にある^{19 20 21}。

2－3 WTO の組織・意思決定と関税同盟・自由貿易地域創設審査

ガット第24条7項では関税同盟あるいは自由貿易地域の設定及びそのための中間協定の締結を決定した加盟国に対して、経済統合要件の充足を保証するための手続きとして、WTO への通報義務及び情報提供義務を課している。そして WTO に対して当該加盟国に勧告する権利を与え、ある場合には勧告する義務を課している²²。WTO に通報された関税同盟あるいは自由貿易地域は、地域貿易協定委員会（CRTA: Committee on Regional Trade Agreements）で審査さ

れる²³。この地域貿易協定委員会の WTO 組織上の位置づけと意思決定方法について、ここで整理しておくことにする。

CRTA は、関税同盟と自由貿易協定（以下ではこの2つを総称して地域貿易協定と表現する）の増大に伴い、審査の効率化を図るために、WTO 一般理事会の下部機関の1つとして1996年に設置された。CRTA では、WTO に通報された地域貿易協定の審査が統一的に行われる。

WTO 最高意思決定機関は WTO 閣僚会議である。この閣僚会議の会合間に閣僚会議の任務を遂行するのが WTO 一般理事会となる。実際には一般理事会が WTO の日常業務の運営責任を有しており、必要に応じて WTO の意思決定を行っている。一般理事会は、閣僚会議と同様に、すべての加盟国の代表者から構成されている。一般理事会には WTO の日常業務運営のほかに、2つの任務がある。1つが紛争処理機関（DSB: Dispute Settlement Body）としての任務で、もう1つが貿易政策検討機関（TPRB: Trade Policy Review Body）としての任務である。紛争処理機関としての任務は、WTO 協定の付属書2「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解（DSU: Dispute Settlement Understanding）」の定めるところによる。一般理事会は紛争処理機関として、紛争処理手続きの規定に基づいて、パネルとよばれる小委員会および常設の上級委員会を設置している。

地域貿易協定の審査は、WTO が通報を受けて作業部会を設置することで開始される。WTO 設立以前は、地域貿易協定ごとに作業部会が設置され、審議が行われていた。また WTO 設立直後は、物品理事会とサービス理事会の下に作業部会が設置され、その作業部会で地域貿易協定の審査がおこなわれていた²⁴。その後、審査の効率化を図るため、1996年2月に常設の地域貿易協定委員会（CRTA: Committee on Regional Trade Agreements）が設置され、統一して審査がおこなわれることになった。

CRTA での審査は、地域貿易協定の審査における透明性確保メカニズムが2006年12月の WTO 一般理事会で採択された後、CRTA の事務局が作成する事実報告書を検討する形をとっている。地域貿易協定を締結する加盟国は、当

該協定の批准前に、協定に関する情報を定められた形式で、WTO へ早期に通報することが要求されている。CRTA 事務局はこの通報に基づいて、事実の概要である事実報告書を作成する。事実報告書は、地域貿易協定締結国以外の WTO 加盟国が検討を行うために開示される。透明性を確保する手続きとして、事務局は他の加盟国からの質問やコメントを、地域貿易協定を締結する加盟国に送付して回答を得ている。CRTA では原則として 1 回の会合で議論がなされ、検討は 1 年以内に終了されるものとされている。

WTO の意思決定は、WTO 設立協定第 9 条 1 項に「世界貿易機関は、千九百四十七年のガットの下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行を維持する。」とあるとおり、原則としてコンセンサス方式によっておこなわれる。同条同項にあるコンセンサス方式による意思決定には「いずれかの内部機関がその審議のために提出された事項について決定を行う時にその会合に出席しているいずれの加盟国もその決定案に正式に反対しない場合には、当該内部機関は当該事項についてコンセンサス方式によって決定したものとみなす。」と、注がつけられており、会合に出席した加盟国が正式に反対の意思表示をしないかぎり、成立することになる。

WTO では作業部会であれ、委員会であれ、加盟国政府代表によって構成される。そこでの決定は原則、コンセンサス方式でなされる²⁵。しかしながら CRTA における地域貿易協定の審査結果ではコンセンサスが成立せず、最終審査報告書が採択されたことはない。地域貿易協定のガット第 24 条との整合性についての審査報告書案は、整合的・非整合的の両論併記となっている^{26 27}。

WTO 一般理事会は、すべての加盟国の代表者から構成されている点で、理事会が少数の加盟国の代表のみから構成される IMF とは異なる²⁸。WTO 一般理事会の下部機関である CRTA も、すべての加盟国の代表者から構成される。地域貿易協定の締約国を含む、すべての加盟国によって、コンセンサス方式で地域貿易協定締結の審査がなされるということは、いずれの WTO 加盟国も最終審査報告書への拒否権を有していることになる。審査報告書案が両論併記となることは、地域貿易協定によって域内となる国と域外になる国とのあいだに

利害対立が存在することを示唆しているといえる。

ガット第24条の解釈をめぐる対立は、域内国と域外国それぞれの、地域貿易協定締結から生じる経済厚生の変化を反映した対立と解釈することができる。そこで次の3節において、経済学的な見地から、自由貿易地域について、「ガット第24条にある統合の域外要件及び域内要件が満たされていれば、同条にある経済統合の目的に合致している」という命題を真とする見解に異を唱えていく。

3. 自由貿易地域創設による貿易創出効果と貿易転換効果

3-1 貿易創出効果と貿易転換効果

ここでは、池間（1992）の部分均衡モデルを使って、自由貿易地域創設が域内国と域外国、それぞれの貿易量と経済厚生に与える影響を見ていく。ガット第24条5項(b)にある自由貿易地域創設の域外要件と、8項(b)にある自由貿易地域創設の域内要件を満たすだけでは、同条4項第2文後半にある、域外国との貿易に対する障害を引き上げることにはないとする自由貿易地域創設の目的と合致しない可能性があることを確認していく。

関税同盟あるいは自由貿易地域創設は、貿易創出効果を生むこともあれば、貿易転換効果を生むこともある。関税同盟の形成によって、同盟内では関税の引き下げ・撤廃がおこなわれる。すると財の生産を非効率に行っていた国はその財の生産を止めて、同盟国のなかでより効率的な生産を行っている国から安価な財を輸入するようになる。つまり同盟内で新たな貿易が創り出されることになる。これを Viner（1961）は、関税同盟の貿易創出効果と呼んだ。この貿易創出効果により、同盟国の経済厚生は高まると考えられる。しかし関税同盟の創設は、貿易転換効果を生むこともある。A 国と B 国が関税同盟を創設したとする。A 国が同盟形成前に C 国から輸入していた財が、同盟創設による同盟内の関税撤廃によって、B 国から輸入する財よりも高くなったとする。すると A 国は C 国からの輸入を、B 国からの輸入に転換すると考えられる。こ

れを関税同盟の貿易転換効果と呼ぶ。

ひとくちに経済統合といっても、ガット第24条にある関税同盟と自由貿易地域とでは、域外に対する関税の設定の仕方に違いがある。関税同盟では同盟の域外になる第三国に対して、同盟を結んだ国々が共通の関税を課す。他方、自由貿易地域では域内の国々がそれぞれ独自の関税を、域外の第三国に課す。

関税同盟による貿易創造効果と貿易転換効果についての分析は、先の Viner (1961) 等を挙げることができる。しかしながら、関税同盟と自由貿易地域とでは、域外に対する関税の課し方に違いがあるため、自由貿易地域創設で生まれる貿易創造効果と貿易転換効果は、関税同盟でのそれらの効果とは異なることが推察される。また実際の創設件数で、関税同盟と自由貿易地域とを比較すると、自由貿易地域のほうが件数が圧倒的に多い²⁹。そこで本稿では自由貿易地域に焦点を当てて、域内となる2カ国と域外となる1カ国の計3カ国からなる部分均衡モデルである池間(1992)モデルを用いて、ガット第24条にある統合の要件が満たされただけでは統合の目的に合致しない可能性があることを確認していく。

3-2 自由貿易地域創設の部分均衡モデル

ここではA・B・C国という3つの国を考える。まずは自由貿易地域が創設される前の状態を図1に示す。次に図2と図3でA国とB国とで自由貿易地域を創設する状況を示す。自由貿易地域創設により、A国とB国のあいだでの貿易に課される関税は撤廃される。他方で域外となるC国への関税は、A国とB国がそれぞれ独自に賦課し続けることになる。域外国であるC国からの輸入品に賦課される関税水準は、ガット第24条5項(b)自由貿易地域創設の域外要件にあるとおり、自由貿易地域創設前より高くしてはならない。図2と図3を用いてガット第24条にある域内要件と域外要件を満たすよう、自由貿易地域が創設されることを想定し、その前と後で、貿易量の変化、そして経済厚生の変化を比較する。

図1において直線 M_A は、A国の国内需要量から国内供給量を除いた、A

国の超過需要曲線を表している。貿易が行われるならば、この直線 M_A は A 国の輸入需要曲線となる。価格を示した縦軸の切片である P_A は、自給自足状態では A 国での国内価格に対応する。B 国の需要曲線は直線 D_B 、供給曲線が直線 S_B となる。両者の交点に対応する価格 P_B は、自給自足状態では B 国の国内価格となる。C 国は一定の価格 P_C で、財を無限に供給できると想定する。水平な直線 E_C は、C 国の供給曲線である。貿易が行われると、この直線 E_C は C 国の輸出曲線となる。A 国は B 国に比べて市場規模が小さいか、あるいは国内需要の多くを国内での生産で賄うことができていることを想定し、超過需要曲線 M_A は、B 国の需要曲線 D_B よりも内側に描いてある。各国が貿易をおこなわない自給自足状態で、各国内での財価格は、A 国で最も高く (P_A)、C 国で最も低く (P_C)、B 国でそれらの中間 (P_B) となる。

図 1 を用いて、貿易が行われる状態、しかも関税等の貿易障壁がない自由貿易状態を見る。C 国は価格 P_C で財を無限に生産できると想定しているので、財価格は各国共通の P_C になる。A 国は C 国から OL 量を輸入する。自給自足状態では P_A であった価格が P_C に低下したことで、A 国の経済厚生は、自給自足状態のときと比較して $\triangle P_AAP_C$ 分、すなわち $(P_C P_A \cdot OL)/2$ だけ増加する。B 国では価格が各国共通の P_C になったことにより、国内生産量は ON 量から OR 量に減少し、国内需要量は ON 量から ON' 量へ増加する。国内需要量と国内生産量の差にあたる RN' 量が、C 国から輸入される。B 国の経済厚生は、自給自足状態のときと比較して、 $\triangle BDC$ 分増加する。C 国は、A 国に OL 量を、B 国には RN' 量を輸出する。水平な輸出供給曲線を仮定しているため、C 国は輸出によって、自給自足状態の場合と比較して経済厚生が増える。

次に、A 国と B 国が C 国からの輸入に関税を課す場合を見る。A 国は図 2 に示すとおり、関税 $P_C T_A$ を課すとする。この関税は、輸入禁止的な関税水準 $P_C P_A$ よりも低い水準になっている。B 国も C 国からの輸入に関税 $P_C P_B$ を課すとする。この関税を課すことで、B 国では財を輸入しようとする、価格が自給自足状態で成立する国内価格と一致してしまうため、この関税 $P_C P_B$ は輸入禁止的関税といえる。図に示すとおり、ここでは、 $P_C T_A > P_C P_B$ を仮定して

いることになる³⁰。A 国の国内価格は T_A になり、 $0M$ 量が C 国から輸入される。A 国の関税収入は $P_C T_A \cdot 0M$ の面積で表される。B 国での価格は P_B のままとなり、B 国では C 国からの輸入に関税が課されても、自給自足状態が続く。C 国は $0M$ 量を、A 国へ輸出するが、輸入禁止的関税を課している B 国への輸出は行われない。

こうした関税賦課状況のもと、A 国と B 国とで自由貿易地域を創設する状況を想定する。C 国は自由貿易地域の域外国となる。自由貿易地域創設では、A 国と B 国は相互の関税を撤廃するが、C 国に対してはそれぞれ独自に関税を設定し続ける。先の 2-2 に述べたとおり、ガット第24条5項(b)にある自由貿易地域創設の域外要件によると、自由貿易地域創設では域外に対して関税を高めないことが求められている。そこで自由貿易地域を創設した A 国と B 国は、C 国に対してそれぞれ独自に設定していた関税を、自由貿易地域創設後も以前のまま適用し続けるとする。

B 国が財を C 国から価格 $P_B (= P_C + \text{関税 } P_C P_B)$ で輸入できるので、A 国と B 国が自由貿易地域を創設すると、域内では財の共通価格 P_B が成立する。B 国は C 国から輸入した財を、A 国に輸出するようになる。A 国の輸入は、自由貿易地域創設前は C 国からであったものが、B 国からのものに転換されるうえ、総輸入量も $0M$ 量から $0J$ 量へと拡大する。C 国からの輸入が、B 国からの輸入に置き換わった分 ($0M$ 量) が貿易転換となり、輸入量の拡大分 (MJ 量) が貿易創出となる。B 国は A 国へ輸出する $0J$ 量を C 国から輸入する。これもまた、貿易創出となる。以上を C 国側から見ると、C 国の輸出量は拡大する。A 国への輸出が、B 国への輸出に切り替わるものの、C 国の輸出量は $0M$ 量から $0J$ 量へと拡大するので、こうした自由貿易地域創設は、域外貿易拡大的といえる。自由貿易地域創設により、A 国・B 国・C 国の全体で見て貿易量は増えるし、個々の国でも貿易量が減った国はない。域外貿易量も増えている。つぎに経済厚生を見る。

自由貿易地域創設により、A 国の経済厚生が増えるか、減るかは不明である。自由貿易地域創設による A 国経済厚生の変化分は、面積 $(P_B T_A \cdot MJ)/2$ から

面積 ($P_C P_B \cdot 0M$) をひいたもので表されるが、この大きさが正となるか、負となるかは不明だからである。他方、B国の経済厚生は関税収入 ($P_C P_B \cdot 0J$) 分だけ、必ず増加する。A国とB国、両国合計の経済厚生は、台形 $EGG'E'$ 分だけ増加する。したがって、自由貿易地域創設によってたとえA国の経済厚生が減ることになっても、B国がA国に減少分を補償すればよい。こうした補償が行われるならば、A国とB国には自由貿易地域を創設するインセンティブ（動機付け）が必ず存在することになる。C国の経済厚生は、A国へ輸出していた $0M$ 量から、B国へ輸出する $0J$ 量へ代わり、輸出が MJ 量増えるので、増加する。自由貿易地域創設によって経済厚生が増加することから、C国には創設に反対する理由はないことになる。

以上は、A国が域外関税を $P_C T_A$ に維持しながら自由貿易地域を創設した場合の考察であった。A国が自由貿易地域創設前に課していた関税がより高く、例えば $P_C P_A$ あるいはそれ以上で、その関税水準を維持しながら、B国と自由貿易地域を創設する場合を考えてみる。つまりA国は、C国からの輸入に輸入禁止的な関税を賦課したまま、B国からの輸入には関税を賦課しないことになる。自由貿易地域創設によって、B国経由でC国からの輸入が可能になったA国の経済厚生は、創設前と比較して $\triangle P_A G P_B$ の面積分、増加する。A国によるC国からの輸入の経由地となるB国の経済厚生は、四角形 $P_B G G' P_C$ の面積分、増加する。したがってA国とB国、両国合計の経済厚生は、台形 $P_A G G' P_C$ 分増加する。C国はB国経由でA国へ $0J$ 量を輸出することになる。輸出量は、0（ゼロ）から $0J$ 量へと拡大するので、自由貿易地域創設によってC国の経済厚生は増加する。A国がこのようにより高い域外関税を維持しながら、B国と自由貿易地域を創設する場合にも、創設により、A国・B国・C国の全体で見ても、個々の国でも、貿易量が増加する。域外貿易量も増加する。経済厚生については、いずれの国でも増加する。

反対に、A国が課していた関税がより低い場合、例えば関税を $P_C P_B$ に維持しながら、B国と自由貿易地域を創設する場合を考えてみる。A国によるC国からの輸入は、自由貿易地域が創設されても $0J$ 量のままになる。したがっ

て自由貿易地域が創設されても、A 国の経済厚生も B 国の経済厚生も変化しない。C 国の輸出は、A 国への OJ 量のままで変わらないために、C 国の経済厚生も変化しない。

以上を表 1 にまとめた。A 国の関税水準が $P_C P_B$ を超えるなら、A 国の関税水準に関係なく、自由貿易地域創設は、域内国である A 国と B 国、両国合計の経済厚生と域外国である C 国の経済厚生をともに増加させる。自由貿易地域は創設されるであろうし、創設は域外国にも利点がある。自由貿易地域創設による経済厚生の増加は、B 国の関税水準を所与とする限り、自由貿易地域創設前における A 国の関税水準に依存する³¹。A 国の関税水準が高い状態から自由貿易地域が創設されるほうが、A 国と B 国、両国合計の経済厚生の増加は大きくなる。また域外国となる C 国の経済厚生の増加も大きくなる。

3-3 自由貿易地域創設による貿易量と経済厚生の減少

次に、A 国は B 国に比べて市場規模が大きいにもかかわらず、国内での生産がわずかしかな行われていないケースを想定する。図 3 に示すとおり、A 国の輸入需要曲線 M_A は、B 国の需要曲線 D_B よりも外側に位置することになる。ここでも 3-2 と同じ方法で、自由貿易地域創設による貿易量の変化と経済厚生の変化を見ていく。

まずは 3-2 と同様、自由貿易地域創設前に A 国が輸入する財に関税 $P_C T_A$ を課し、A 国の国内価格が T_A となる場合を想定する。A 国は OM 量を C 国から輸入し、 $(P_C T_A \cdot OM)$ の関税収入を得る。A 国と B 国が自由貿易地域を創設し、A 国と B 国が相互の関税を撤廃すると、A 国の国内価格は P_A' へと低下する。なぜなら B 国の供給曲線 S_B が、A 国の供給曲線のごとき働きをして、直線 S_B と直線 M_A との交点 G で、A 国の国内価格が決定されるからである。他方、C 国からの輸入財に輸入禁止的な水準である関税 $P_C P_B$ を課している B 国の国内価格は、 P_B のままである。すると、自由貿易地域内での価格差 $P_B P_A'$ が発生することになる。A 国の国内価格は、B 国の国内価格よりも高くなる。

もし自由貿易地域内で価格差 $P_B P_A'$ が存在すれば、A 国は、B 国で生産された財を輸入するよりも安価な、C 国から B 国に価格 P_B で輸入された財を B 国から輸入するであろう。その結果、域内での均衡価格は P_B となる。価格低下により A 国の消費者余剰は増えるものの、A 国の関税収入は無くなる。他方で B 国は、A 国へ輸出する財を C 国から輸入することで関税収入が得られるようになるものの、自由貿易地域を創設しても生産者余剰が増えないことになる。A 国で輸入にあたり、B 国産品と、B 国経由の C 国産品とを区別するには、原産地規則を設ける。

原産地規則を設けることで、A 国では C 国産品が無関税で B 国から輸入できなくなると、A 国の輸入量は OJ 量になる。自由貿易地域創設前の C 国からの輸入は、創設によって B 国からの輸入に転換される。 OM 量が貿易転換で、 MJ 量が貿易創出となる。B 国は国内需要量である ON 量のすべてを、C 国から輸入することになる。この ON 量は貿易創出となる。C 国から A 国への輸出は OM 量が減ったが、B 国へ ON 量の輸出へと切り替わったことになり、結果として C 国の輸出は MN 量増えた。よって自由貿易地域創設は域外貿易拡大的である。

つぎに経済厚生をみる。自由貿易地域創設によって A 国は関税収入を失い、B 国は関税収入を得る。A 国で失われる関税収入は $(P_C T_A \cdot OM)$ となり、B 国で獲得される関税収入は $(P_C P_B \cdot ON)$ となる。A 国の経済厚生が増えるか減るかは、増加する消費者余剰の一部 $(P_A' T_A \cdot MJ/2)$ と失われる関税収入の一部 $(P_C P_A' \cdot OM)$ の大小関係に依存する。前者が後者よりも大きければ、A 国の経済厚生は増加する。他方で B 国経済厚生の変化は、関税収入増加分 $(P_C P_B \cdot ON)$ と生産者余剰増加分（台形 $P_A' GBP_B$ ）の合計となり、B 国の経済厚生は必ず増加する。C 国の経済厚生は、輸出が増えるので増加する。A 国と B 国の合計で経済厚生は増えるかもしれない。ただし B 国の経済厚生は増加するので、たとえ A 国の経済厚生が減少しても、B 国が減少分を補償すればよい。

次に A 国が課す関税が低い場合、例えば関税 $P_C P_A'$ で、域外にはこの関税水準を維持しながら、B 国と自由貿易地域を創設する場合を考えてみる。A 国

の輸入量に変化はないものの、域外からの輸入量は減少する。自由貿易地域創設前には $0J$ 量であった C 国からの輸入はゼロになり、 B 国からの輸入 $0J$ 量に置き換わる。 A 国は関税収入 ($P_A'P_C \cdot 0J$) を失うため、自由貿易地域創設によって A 国の経済厚生はかえって減少する。 B 国は $0J$ 量を A 国へ輸出するため、 $0N$ 量は C 国からの輸入で賄うことになる。 B 国経済厚生の変化は、関税収入 ($P_BP_C \cdot 0N$) と生産者余剰増加分 (台形 $P_A'GBP_B$) の合計となる。 B 国の経済厚生は増加する。 A 国と B 国、両国合計で見ると、経済厚生は台形 $BGG'B'$ の面積分、減少する。 C 国は自由貿易地域創設前に A 国へ $0J$ 量輸出していたのが、無くなり、 $0N$ 量を B 国へ輸出することになる。 C 国の輸出量は NJ 量減少することになり、同国の経済厚生は減少する³²。

このように、 A 国が域外に課す関税が低くなっているところに自由貿易地域を創設しても、一方の国 (A 国) の経済厚生が減少し、両国 (A 国と B 国) 合計の経済厚生も減少してしまうのでは、創設の合意は難しいだろう³³。また域外国 (C 国) の経済厚生も、自由貿易地域創設によって減少してしまう。

それでは、 A 国の関税水準が輸入禁止的水準であれば、自由貿易地域創設の合意はなされるのか。 A 国の関税水準が例えば P_CP_A なら、自由貿易地域創設によって、 A 国は $0J$ 量を B 国から輸入する。 B 国は $0J$ 量を A 国へ輸出し、 $0N$ 量を C 国から輸入する。自由貿易地域創設によって A 国の経済厚生は、増加する消費者余剰分 ($P_AP_A' \cdot 0J/2$)、増加する。 B 国の経済厚生は、生産者余剰増加分 (台形 $P_A'GBP_B$) と関税収入 ($P_BP_C \cdot 0N$) との合計分で増加する。自由貿易地域創設によって A 国と B 国の両国合計での経済厚生は以上を足し合わせた分が増加する。 C 国の輸出量は自由貿易地域創設によって、ゼロから B 国への輸出である $0N$ 量へと増加し、 C 国の経済厚生は増加する。以上の結果をまとめたのが表 2 となる。

表 1 にまとめた図 2 の状態、つまり A 国の輸入需要曲線 M_A が、 B 国の国内需要曲線 D_B よりも内側にあるケースでは、 A 国が、 B 国の設定している禁止的関税 P_CP_B よりも高い水準で関税を設定している限り、自由貿易地域創設によって、経済厚生は改善し、域外貿易も拡大する。 A 国経済厚生の増加・

減少が不明となる、A 国の関税水準が存在するものの、自由貿易地域創設によって B 国の経済厚生は必ず増加し、A 国と B 国合計の、域内での経済厚生は必ず増加する。また域外となる C 国からの輸入は増加し、同国の経済厚生は増加する。したがってガット第24条5項と8項にある自由貿易地域創設の域外要件と域内要件が満たされていれば、同条4項にある自由貿易地域創設の目的に合致しているといえる。

しかしながら、表2にまとめた図3の状態では、A 国があらかじめ設定していた関税水準によっては、自由貿易地域創設が域外貿易縮小的であり、域外国の経済厚生を減少させ、自由貿易地域全体の経済厚生も減少することが確認された。自由貿易地域を創設しても、一方の国（A 国）の経済厚生が減少してしまうのであれば、創設の合意は難しかろう。しかし B 国の交渉力が強く、創設に合意がなされれば、域外国との貿易量を減らし、経済厚生を減少させてしまう。したがって「ガット第24条にある自由貿易地域創設の域内要件と域外要件を満たしていれば、自由貿易地域創設は同条4項第2文で挙げるその目的に合致している」という問い、言い換えれば「ガット第24条5項(b)及び8項(b)⇒ガット第24条4項第2文」という命題は真であるかとの問いについて、反例を挙げることができた。統合の要件が満たされていれば統合はその目的と合致するという見解は、こうしたケースで否定することができる。自由貿易地域創設によって域外となる国では、経済厚生が減少する可能性がある。地域貿易協定の審査報告書案で、地域貿易協定がガット第24条と整合的・非整合的の両論併記となることには、WTO の地域貿易協定委員会（CRTA）において、すべての WTO 加盟国が拒否権を有しているという意思決定方法から説明がつく。

3-4 交易条件効果

交易条件は、輸出財価格を輸入財価格で割った値として定義される。交易条件の値が大きくなることを、交易条件が改善すると言う。最後に、地域貿易協定が締結された際の交易条件についての実証研究を紹介しておく。

地域貿易協定の締結は、一般に、締結国間の貿易を活発化させ、非締結国と

の貿易の重要度を相対的に下げる。その結果、地域貿易協定締結国の交易条件は、非締結国に対して改善する傾向にある³⁴。協定締結により締約国の交易条件が改善したことを実証した研究が存在する。

Winters and Chang (2000) は、スペインの交易条件が1986年の EC 加盟により、改善したことを実証した研究である。スペインの OECD 諸国からの輸入財価格が EC 加盟により低下したこと、つまりスペインにとっての輸入財価格が低下したことで、スペインの交易条件が改善されたことが示されている。

Chang and Winters (2002) は、1991年のメルコスール創設によって、メルコスールの非加盟国が、メルコスール加盟国への輸出財価格を低下させたことを実証した研究である。メルコスール加盟国であるブラジルは、メルコスール加盟の貿易相手国から輸入する際の関税を免除する。その結果、加盟国と非加盟国間で生じる競争圧力が、非加盟国の輸出財価格を低下させたこと、言い換えれば、加盟国の交易条件を改善させたことを示している。

3-2 と 3-3 では、自由貿易地域が創設されても域外国（C 国）が輸出する財の価格を一定（図2と図3の P_c ）として分析を進めてきた。これらの実証結果から、域外国が輸出財価格を引き下げる交易条件効果が加わると、自由貿易地域の創設は、域内の経済厚生を増加させ、域外の経済厚生を減少させる可能性を一層高めるといえる。

4. 結びにかえて

地域貿易協定の締結数が増えているなかで、ガット第24条の果たすべき機能は大きくなっているといえる。ガット第24条については、ウルグアイ・ラウンド交渉で、第24条の解釈を困難にしている不明確な要件を無くすための討議がおこなわれ、「1994年のガット第24条の解釈に関する了解」（24条了解）が締結された。この24条了解では、統合の要件具備を決定する手続きなどについて、規定が追加された。しかしながらこれらの規定には、本論文の3節で述べた、自由貿易地域創設によって域外国が被る可能性がある経済厚生を減少を補償す

る内容は見当たらない³⁵。

他方、2001年に開始された、WTOの下で最初の多角的通商交渉となるドーハ開発アジェンダ、通称ドーハ・ラウンドは膠着状態に陥った。こうした多角的交渉が停滞していることも、各国の地域貿易協定締結に拍車をかけてきたといえる。多角的交渉に比べて交渉参加国の数が少ない地域貿易協定では、合意形成を迅速におこなうことができる。しかしながら本論文の3節で見たとおり、自由貿易地域の域外国となった国では、経済厚生が減少する可能性がある。日本は自由貿易地域の域外国とならないよう、地域貿易協定の締結を積極的に進めていくのと同時に、域外となる国の経済厚生悪化を補償するような、自由貿易創設についての国際的なルール作りに貢献していく必要がある。そのルール作りにあたっては、根拠となる経済分析を欠かすことができない。

参考文献一覧

- 安藤勝美（1994）「地域機構の法的機能と政治的機能」，安藤勝美編『地域協力機構と法』第1章，アジア経済研究所。
- 池間誠（1992）「自由貿易地域と関税同盟の理論」『一橋論叢』108(6)，p.831-849。
- 石川幸一（2012）「TPPと東アジアの地域統合のダイナミズム」『季刊 国際貿易と投資』Autumn 2012/No.89，p.74-89。
- 伊藤元重（1996）『ゼミナール国際経済入門』第2版，日本経済新聞社。
- 上野麻子（2007）「地域貿易協定による関税自由化の実態とGATT第24条の規律明確化に与える示唆」RIETI Discussion Paper Series 07-J-039。
- 遠藤正寛（2005）『地域貿易協定の経済分析』東京大学出版会。
- R.E. ケイブズ，J.A. フランケル，R.W. ジョーンズ（2003）『国際経済学入門 I 国際貿易編』伊藤隆敏監訳，田中勇人訳，日本経済新聞社。
- 経済産業省（2018）『2018年版不公正貿易報告書』。
- 小寺彰（2003）『転換期のWTO』東洋経済新報社。
- 佐々波楊子（1997）「総論：GATTからWTOへ」『WTOで何が変わったか』第1章，日本評論社。
- 菅原淳一（2005）「『東アジア自由貿易地域』の実現に向けて」『みずほ総研論集』2005年Ⅱ号。
- 田村次郎（2001）『WTOガイドブック』弘文堂。
- 津久井茂充（1993）「コメンタール・ガット 第24条 適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域（その1）」『貿易と関税』1993年2月号，p.64-73。

- 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇（2012）『国際経済法』第2版，有斐閣。
- 松谷満雄・米谷三以（2015）『国際経済法』東京大学出版会。
- 棕寛（2006）「地域間貿易協定と多角的貿易自由化の補完性：経済学的考察と今後の課題」
RIETI Discussion Paper Series 06-J-006。
- 山ノ内健太（2017）『日本の自由貿易協定（FTA）の貿易創出効果』三菱経済研究所。
- 横溝えりか（2017）「国際通貨基金における G5 各国の投票力と融資資金提供量との相関について」『政経研究』第53巻第4号，p.71-88。
- 横溝えりか（2013）「公的援助資金フローと貿易」『経済研究』第100号，p.211-227。
- Won Chang, L. Alan Winters (2002) “How Regional Blocs Affect Excluded Countries: The Price Effects of MERCOSUR”, *The AMERICAN ECONOMIC REVIEW*, Vol.92 No.4, September, p.879-904.
- Jacob Viner (1961) *The Customs Union Issue*, Anderson Kramer Associates.
- L. Alan Winters, Won Chang (2000) “Regional integration and import prices: an empirical investigation”, *Journal of International Economics* 51, p.363-377.

- 1 WTO データベース Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS), List of all RTAs, including accessions to RTAs より。協定発効年に基づいて筆者が勘定した。
- 2 遠藤（2005）p.29-30，菅原（2005）p.10-11，石川（2012）p.75より。
- 3 伊藤（1996）p.406より。
- 4 経済産業省『通商白書2018年版』第Ⅲ部，第1章，第4節 WTO より。
- 5 中川・清水・平・間宮（2012）第10章，p.246。
- 6 ガットは，1995年の1年間の経過期間を経て，WTO 設立1年後の1995年末に効力を失った。しかし規定の大部分は，WTO 協定の中の付属書1A「物品の貿易に関する多角的協定」の中に含まれる正式名称「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定」，通称「1994年のガット」と呼ばれる新たな協定に包含される形で，WTO に引き継がれた。
- 7 中川・清水・平・間宮（2012）第5章，p.105。
- 8 ベネルクス関税同盟は，ベルギー，オランダ，ルクセンブルクの3国で1947年に結成された。1960年に，3国の関税および通貨に関する国際的な結合であるベネルクス経済同盟に移行した。
- 9 津久井（1993）p.67。
- 10 津久井（1993）p.67。
- 11 経済産業省ホームページに掲載されているガット条文の翻訳では，「構成領域間」とあるが，WTO ホームページに掲載されているガット条文の原文より，ここでは「構成領域内」と訳した。
ガット条文の翻訳が掲載されている経済産業省ホームページの URL は，

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_agreements/custom_duty/html/03.html (2019年9月19日最終閲覧)

ガット条文の原文が掲載されている WTO ホームページの URL は,

https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_art24_e.htm (2019年9月19日最終閲覧)

12 津久井 (1993) p.66。

13 上野 (2007) p.4。

14 津久井 (1993) p.68,71。

15 津久井 (1993) p.68, 71-72。

16 津久井 (1993) p.68, 71-72。

17 津久井 (1993) p.67。

18 津久井 (1993) p.67。

19 津久井 (1993) p.67。

20 経済産業省 (2018) 第16章。

21 ガット第24条に基づいて通報された協定の審査状況と審査結果については, 経済産業省ホームページ,

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/gatt24_related_treaty.html (2019年9月19日最終閲覧) を参照のこと。

22 津久井 (1993) p.66。

23 経済産業省ホームページ「RTA (地域貿易協定)」

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/negotiation/rta/rta.html (2018年11月30日閲覧) より。

24 授權条項に基づく途上国間の地域貿易協定では, 貿易開発委員会の下に作業部会が設置され, 審議が行われた。

25 ただし紛争解決手続のなかのパネル (小委員会) 設置については, ネガティブ・コンセンサス方式 (全加盟国が反対しない限り採択される議決方式) が用いられる。

26 中川・清水・平・間宮 (2012) 第10章, p.253。

27 実際に採択された審査報告書のうち, ガットに完全に整合的であると明確に述べられたのは, 上野 (2007) p.6によると, チェコとスロバキアによる関税同盟の1件がある。しかし, 注21に挙げた経済産業省のホームページ「GATT24条に基づいて通報された協定」で確認すると, チェコとスロバキアによる関税同盟での審査状況は両論併記とされている。

28 詳細は横溝 (2017) に記述あり。

29 WTO の地域貿易協定 (RTA) データベースより。

30 つまり A 国の関税は, B 国の関税よりも高いことを仮定していることになる。

31 ちなみにこの関税水準は, 自由貿易地域が創設されると A 国の域外関税水準にもなっている。

32 ちなみに, A 国の関税水準が P_cP_A' よりもさらに低い P_cP_B ならば, A 国と B 国が自

由貿易地域を創設しても，両国合計の経済厚生に変化はない。

- 33 自由貿易地域創設によって経済厚生が増加する一方の国（B 国）の交渉力が強かったり，他方の国（A 国）の経済厚生が減少を何らかの形で補償することを約束するのであれば，創設に合意できることがあるのかもしれない。A 国の経済厚生が減少は，関税収入の減少によるものである。関税が A 国の財源として重要であるなら，B 国が ODA 等を通じて A 国の内国税体系の整備に協力していく方法が考えられる。あるいは B 国が A 国と投資協定を結び，A 国への直接投資を促すことで A 国の法人税・所得税収入増加に貢献するという方法も考えられる。

34 梶（2006）p.5。

35 ガット24条了解の内容については，経済産業省（2018）p.326に記述がある。

図1 自由貿易（参考）

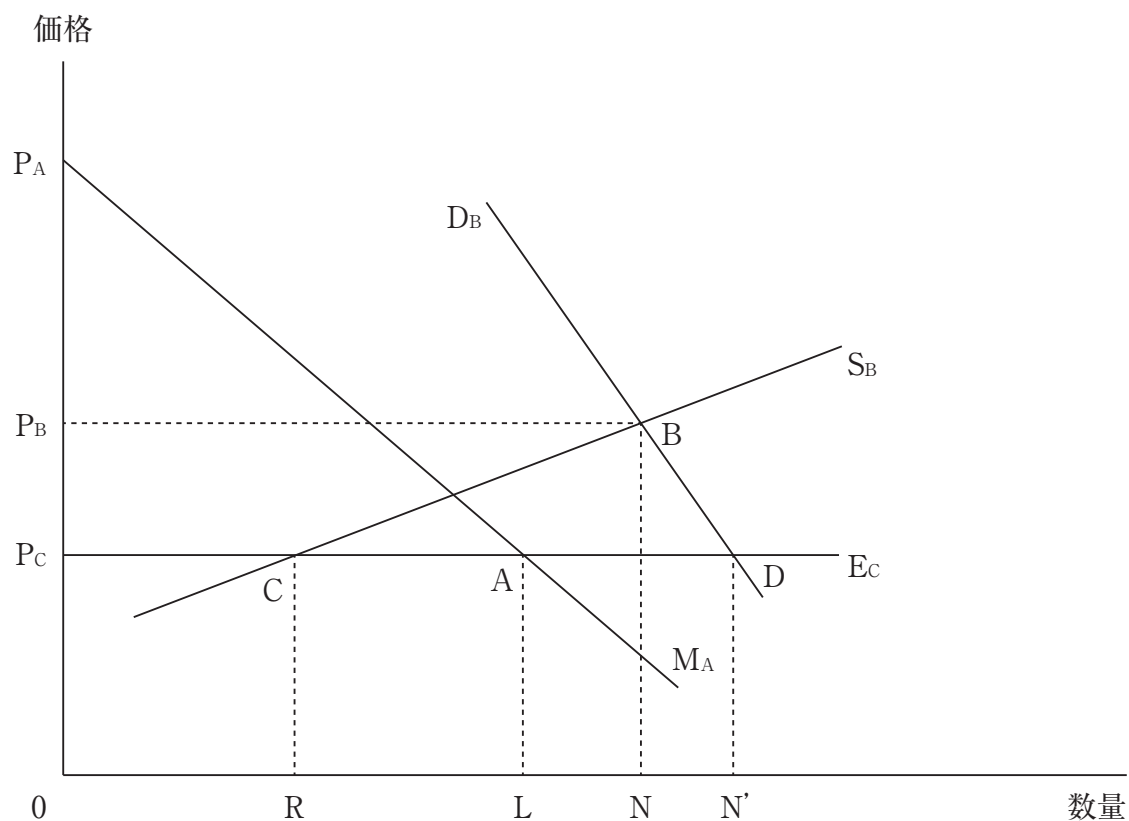


図2 自由貿易地域創設

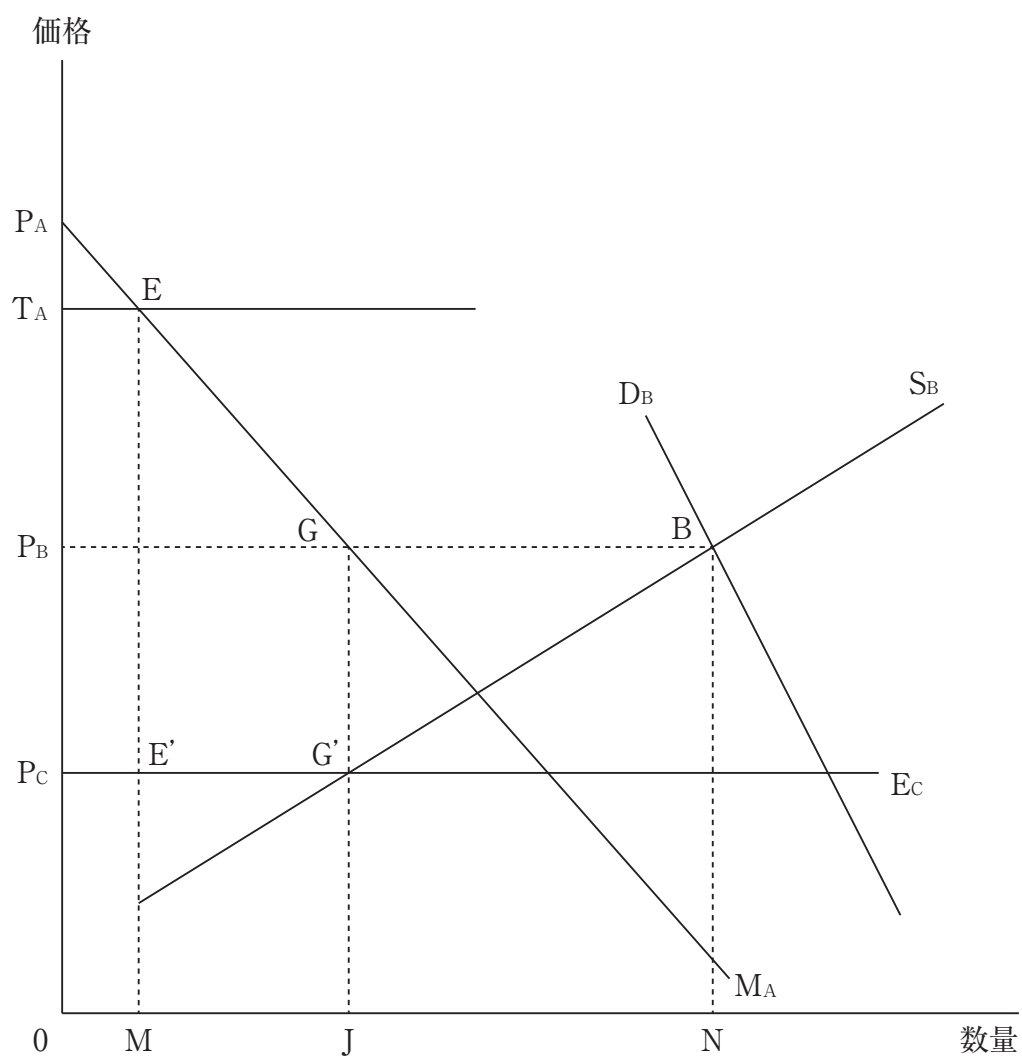


図3 自由貿易地域創設（A国の国内市場規模が大きいケース）

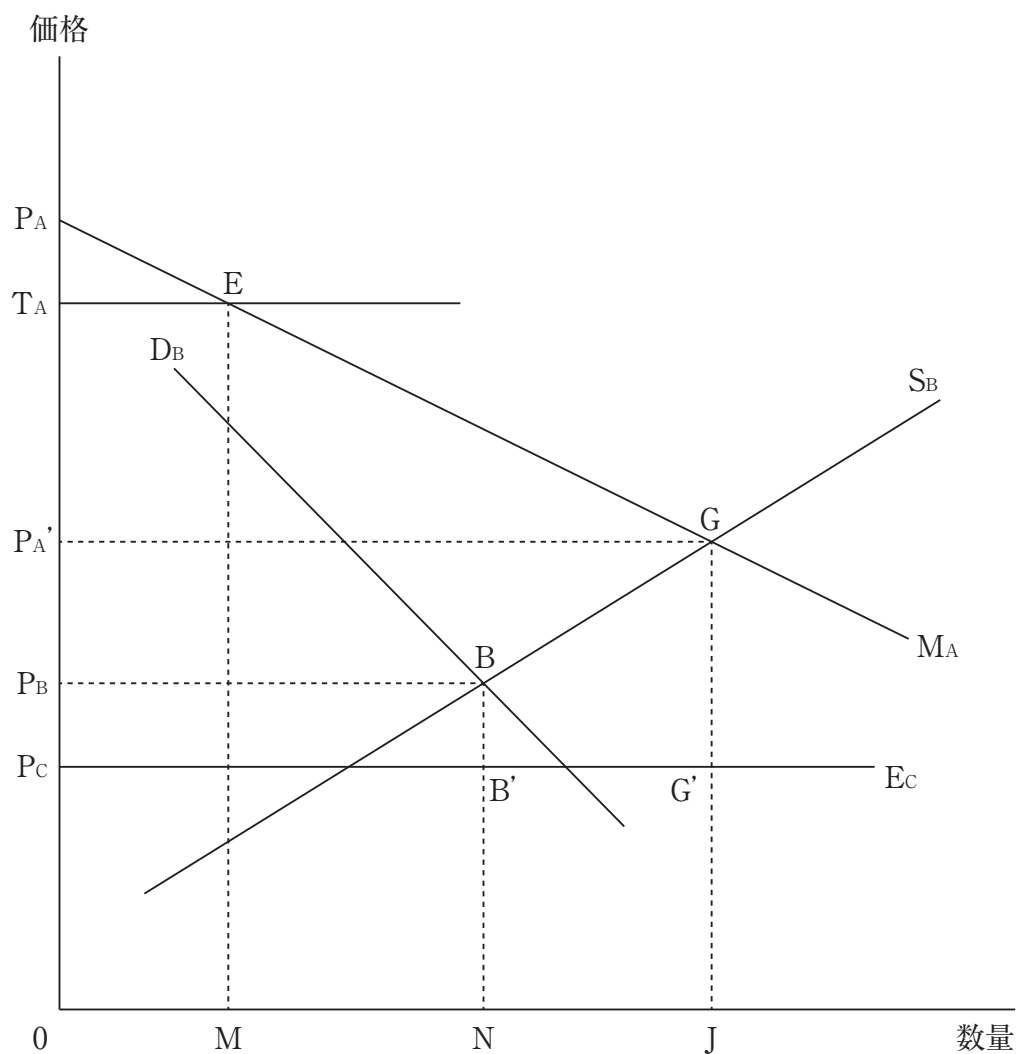


表 1 A 国・B 国自由貿易地域創設による貿易量の変化と経済厚生の変化
(図 2 のケース)

A 国の関税水準	域内 貿易量	域外 貿易量	A 国 経済厚生	B 国 経済厚生	域内合計 経済厚生	域外 経済厚生
P _C T _A (ベンチマーク) (輸入禁止的水準より低い)	+	+	不明	+	+	+
P _C P _A (輸入禁止的水準)	+	+	+	+	+	+
P _C P _B (ベンチマーク より低い水準)	変化 なし	変化 なし	変化なし	変化なし	変化なし	変化なし

注：自由貿易地域創設により，貿易量または経済厚生が増加したものをプラス（＋）としている。

表 2 A 国・B 国自由貿易地域創設による貿易量の変化と経済厚生の変化
(図 3 A 国の国内市場規模が大きいケース)

A 国の関税水準	域内 貿易量	域外 貿易量	A 国 経済厚生	B 国 経済厚生	域内合計 経済厚生	域外 経済厚生
P _C T _A (ベンチマーク) (輸入禁止的水準より低い)	+	+	不明	+	不明	+
P _C P _A (輸入禁止的水準)	+	+	+	+	+	+
P _C P _A ' (ベンチマーク より低い水準)	+	－	－	+	－	－
P _C P _B (さらに低い水準)	変化 なし	変化 なし	変化なし	変化なし	変化なし	変化なし

注：自由貿易地域創設により，貿易量または経済厚生が増加したものをプラス（＋），減少したものをマイナス（－）としている。